

伊達市立図書館飲食ニーズ実証実験出店協力者募集要項

1 目的

図書館敷地内での飲食物の販売及び図書館内での飲食を行い、館内飲食の課題やニーズを把握し、図書館内における望ましい飲食方針を探る。

また、令和8年度開館予定の新図書館が、市民にとって新たな交流の場となり、市民生活を豊かにするものとなるよう運営方針に反映する。

2 日程

- (1) 日 時 令和6年10月25日(金)から11月3日(日)のいずれか1~2日程度
※10月28日(月)は休館日のため除く。
- (2) 時 間 午前11時から午後2時
※延長する場合は最大で午前10時から午後6時までとする。
- (3) 場 所 伊達市立図書館(伊達市梅本町67番地5)
※敷地内もしくは館内。

3 出店者の基準

- ・伊達市内在住、または拠点として営業していること。
- ・各種法令により必要な許可を得ていること。
- ・募集要項を遵守できること。

4 出店の受付方法

令和6年8月8日から令和6年9月9日の間に伊達市が公開するホームページ及びSNSの出店申込フォームから応募すること。

5 出店の位置

出店場所は図書館敷地内とし図書館と協議の上で位置を確定すること。

6 出店物について

- (1) 調理加工品として販売する品目(パン、菓子等)。
 - (2) 許可ある店舗または業者が事前調理し、包装やパック詰めした弁当または惣菜、菓子・パンなど。
 - (3) コーヒー、その他アルコール類を除く飲料。
 - (4) 営業許可のあるキッチンカーによる調理品。
 - (5) 出店場所で調理を行う場合は、焼く、煮る、揚げる等の簡単な加熱行為のみ。
 - (6) その他の食品の物品販売(生鮮食料品:野菜、果実、海藻等や瓶詰め、缶詰食品等)。
- ※営業許可(臨時含む)、自動車営業許可等の各種法令を遵守した許可を得ていること。
※営業時のトラブル・事故等について、図書館は一切の責任を負わない。
※商品・サービス等に対する苦情等については、出店者各自で対応すること。

7 食品の販売

- (1) 適正な営業許可が必要になるため、事前に営業許可証の写しを提出すること。
- (2) 飲食時に使用するコップ・箸等は、使い捨てのものを使用すること。

- (3) 衛生面には特に注意し、食中毒等事故が起こらない配慮すること。
- (4) 食品表示法を遵守すること。対応に不安のある場合は消費者庁や室蘭保健所に各自で確認すること。出典:消費者庁ウェブサイト (<https://www.caa.go.jp/>)
- (5) PL 保険（生産物賠償責任保険※任意保険）への加入を推奨します。

8 ゴミの処理

- ・ 出店場所には必ずゴミ箱を設置すること。
- ・ トイレ及び排水等に、油脂類や廃棄物を捨てる事は厳禁とする。
- ・ 調理等をする際は足元を全面養生し、落ちた食材・生ゴミ等は必ず回収すること。

9 出店料

出店料は賦課しない。

10 発電機・ガス類の使用について

- ・ 発電機が必要な場合は、各自で持参し配線などは危険がないよう努めること。
また、引火事故防止のため携行缶による現場での給油は禁止とする。
- ・ 火気を取り扱う場合は、細心の注意のもと使用し、必ず消火器を備え付けること。
- ・ 万一の事故が発生した場合、事故を起こした該当出店者で対応・保障すること。

11 水の使用について

指定された水道は使用可能とするが、飲用水としては使用できないため、飲用水は各自で用意すること。

12 電気の使用について

図書館内での出店に限り、事前協議をした上で電源の使用を許可する。

13 事故の責任

図書館敷地内外に問わず、出店者に関わる行為によって事故が発生したときは、該当出店者において解決すること。

14 出店上の諸注意

- (1) 指定場所以外での出店はしないこと。
- (2) 来館者に店名と出店内容が判る看板等を表示すること。
- (3) 出店場所の周囲の清掃は常時各店で実施し、各店のゴミ（汚水・油・残渣類を含む）は必ず持ち帰ること。
- (4) キッチンカーで出店する場合は、必要に応じて区画下の養生をすること。
- (5) 図書館敷地内の車両移動は最徐行とし、歩行者がいる場合は停車すること。
- (6) 図書館敷地内で喫煙しないこと。

15 出店者駐車場について

図書館敷地内に用意された出店者専用駐車場を使用すること。

※図書館敷地内外での事故や破損は自己責任とする。

16 その他

要項に定めのない事項については、図書館業務係と協議を行い決定する。